

平成22年度
神奈川県立体育センター研究報告書

県内市町村におけるスポーツ振興施策等
に関する調査

(2年継続研究の1年次)

神奈川県立体育センター
事業部生涯スポーツ課 スポーツ情報班

目 次

テーマ設定の理由	1
目的	1
内容及び方法	1
質問内容	2
結果と考察	
1 体育・スポーツ振興事業主管課等について	3
2 スポーツ振興に係る計画について	5
3 スポーツ主管課が所管する事業（自主、委託、補助）等について	6
4 選手強化事業について	15
5 表彰制度について	16
6 学校体育施設開放事業について	16
7 スポーツクラブの状況について	17
8 スポーツ大会をサポートするボランティア組織について	18
9 企業等スポーツ施設の地域住民等への開放状況について	19
10 スポーツ施設について	19
今後の方向性	20

県内市町村におけるスポーツ振興施策等に関する調査

(2年継続研究の1年次)

スポーツ情報班 落隆久 江守哲也 田所克哉 米山教子

【テーマ設定の理由】

文部科学省は平成12年9月に我が国のスポーツ振興の指針となる「スポーツ振興基本計画」を策定し、都道府県や市町村は、この国の計画を参酌して地方の実績に即したスポーツの振興に関する計画を定めることとなっている。

このことを受け、神奈川県では平成16年12月に、これからのスポーツ振興の考え方と、概ね10年後の平成27(2015)年度を目標年度とした取組みを示した神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」が策定された。神奈川県内の市町村においても、すでにスポーツ振興に関する計画の策定が進められているが、この指針は、国の計画に基づいて県としてのスポーツ振興の考え方や取組みが示されている。また、県と市町村との役割分担や連携を踏まえながら、県民が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができるようにするための施策を、効率的に進めるために策定されている。

平成22年8月には文部科学省から「スポーツ立国戦略ースポーツコミュニティ・ニッポンー」が公表され、社会的に多様な意義を有するスポーツの振興は、少子高齢化社会を迎え、様々な課題に対峙しなければならない我が国において、従前にも増して国や地方公共団体、スポーツ団体の重要な責務となるとも述べられている。

このような状況の中で、平成23年度には、国の「スポーツ振興基本計画」及び県の総合計画(実施計画)の改定内容を受けて「アクティブかながわ・スポーツビジョン」全体の間接評価及び全体的な改定を行うことになっている。このことは、県の指針がこの5年間で各市町村の施策において、どのように具現化されているかという視点で、見取ることも可能であると考えられる。

そこで、神奈川県教育委員会スポーツ課が毎年実施してきた市町村スポーツ主管課に対するスポーツ関係事項調査結果を国の施策や県の指針等に照らし合わせながら確認を行うことによって、施策の浸透度を把握するとともに、今後の神奈川県におけるスポーツ振興のPDCAサイクルの一つの評価材料となり得るのではないかと考え、本テーマを設定した。

【目的】

県内市町村のスポーツ振興施策をはじめ、その他関係事項の実態を明らかにすることによって、今後の県のスポーツ振興施策の構築や、市町村のスポーツ振興の取組みに寄与する資料を作成する。

【内容及び方法】

1 研究の期間

平成22年4月～平成23年3月(2年継続研究の1年次)

2 研究の内容

神奈川県教育委員会スポーツ課が実施している県内市町村におけるスポーツ振興に係る計画及びスポーツ関係事業等の調査について集計・分析する。

3 研究の方法

- (1) 文献研究
- (2) 質問紙法(市町村スポーツ関係事項調査)によるアンケート調査
- (3) 集計・処理
- (4) 結果の分析及び考察や課題等の検討

4 「市町村スポーツ関係事項調査」について

- (1) 調査期間
平成22年7月下旬～8月下旬
- (2) 調査対象
神奈川県内33市町村スポーツ主管課
- (3) 調査項目(【質問内容】に同じ)

【質問内容】

- 1 体育・スポーツ振興事業主管課等について
 - (1) 体育・スポーツ振興事業主管課等について
 - (2) スポーツ振興を目的とした財団等について
 - (3) スポーツ振興審議会もしくはそれに類する合議制の機関の有無について

- 2 スポーツ振興に係る計画について
 - (1) スポーツ振興に係る計画について
 - (2) 計画の進捗状況や計画実施によって得られた効果の評価方法について

- 3 スポーツ主管課が所管する事業（自主、委託、補助）等について
 - (1) 高齢者を対象としたスポーツ事業について
 - (2) 障害者を対象としたスポーツ事業について
 - (3) 青少年を対象としたスポーツ事業について
 - (4) 野外活動の普及に係る事業について
 - ア 野外活動の普及を目的とした事業について
 - イ 冒険遊び場（プレイパーク）について
 - (5) 健康・体力づくりに係る事業について
 - ア 健康・体力づくりを主眼とした事業について
 - イ 3033運動の普及・啓発の取組みについて
 - ウ スポーツ振興計画における3033運動の位置付けについて
 - (6) スポーツを通じた国際交流事業について
 - (7) スポーツ教室について
 - (8) スポーツ指導者に係る事業について
 - ア スポーツ指導者養成・研修事業について
 - イ スポーツ指導者登録制度について
 - ウ スポーツ指導者派遣事業について
 - (9) スポーツ情報提供事業について

- 4 選手強化事業について

- 5 表彰制度について

- 6 学校体育施設開放事業について
 - (1) 開放事業の概要について
 - (2) 開放状況について

- 7 スポーツクラブの状況について
 - (1) スポーツクラブの登録制度と登録クラブ数について
 - (2) スポーツクラブ育成及び活性化につながる事業について

- 8 スポーツ大会等をサポートするボランティア組織について

- 9 企業等スポーツ施設の地域住民への開放状況について

- 10 スポーツ施設について
 - (1) スポーツ施設の無休化について
 - (2) スポーツ施設の利用申込等の電子化について
 - (3) スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況について
 - (4) スポーツ施設（指定管理者導入施設も含む）の利用条件について

【結果・考察】

1 体育・スポーツ振興事業主管課等について

(1) 体育・スポーツ振興事業主管課等

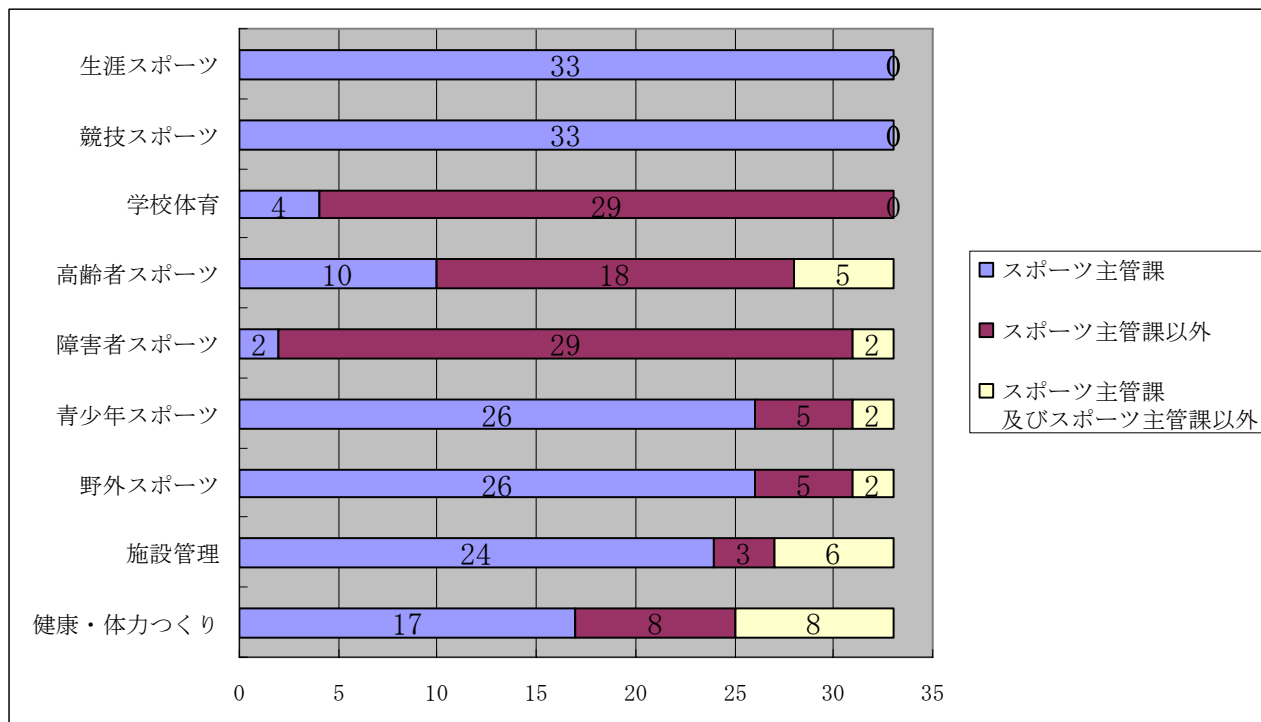


図1 体育・スポーツ振興事業等の主管課等内訳 (n=33)

図1は体育・スポーツ振興事業等の主管課等の内訳について表したものである。「生涯スポーツ」「競技スポーツ」は、33市町村すべてでスポーツ主管課の所管である。

また、「学校体育」は4市町村、「高齢者スポーツ」は10市町村、「障害者スポーツ」は2市町村と、多くの市町村でスポーツ主管課の所管を離れている。

「青少年スポーツ」、「野外スポーツ」は、それぞれ26市町村と約8割の市町村で、「施設管理」は24市町村、「健康・体力づくり」は17市町村において、スポーツ主管課による所管である。

これらのことから、県内の市町村のスポーツ主管課は「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」を主な業務としており、「青少年スポーツ」「野外スポーツ」「施設管理」等がそれらに次いでいることが明らかになった。

一方で、「学校体育」は学校教育課などの教育課程を扱う課で、また「高齢者スポーツ」や「障害者スポーツ」は健康福祉や障害福祉課で、「健康・体力づくり」は、健康づくり課や保健センターなどの外部で所管する傾向にあることが明らかになった。なお、「生涯スポーツ」は、他のカテゴリとの棲み分けの観点からその定義付けに、今後一考の余地があると考えられる。

その他、全体として教育委員会以外でスポーツ主管課が設置されている市町村が5つあることが明らかになった。

(2) スポーツの振興を目的とした財団等

公益法人といわれるものには、社団法人と財団法人があり、社団は一定の目的を遂行するために結合した人の集合体であるのに対し、財団は一定の目的に捧げられた財産の集合体といわれている。従って、社団法人は社員総会を通じて法人意思を決定し、理事によって執行されるのに対し、財団法人は寄付行為（設立者によって作成された基本原則）に定められたことを、理事が忠実に運営するものとされている。

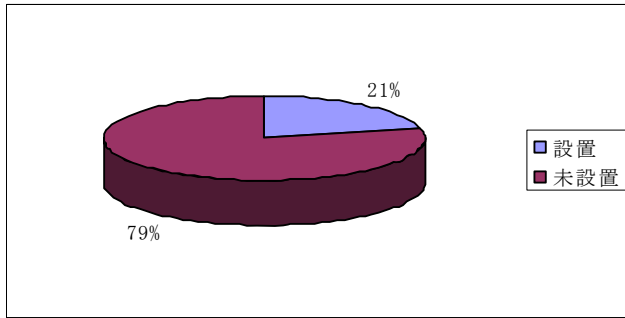


図 2-1 財団等の設置状況 (n=33)

図 2-1 は市町村におけるスポーツの振興を目的とした財団等の設置状況を表したものである。21% (7市町村) でスポーツの振興を目的とした財団等が設置されている。(ただし、体育協会は除いている。)

図 2-2 はそれら 7つの市町村での財団等が所管している事業について表したものである。

すべての財団等で「生涯スポーツ」を所管しており、「健康・体力づくり」が次いでいる。また、1市町村の財団は、市町村ス

ポーツ施設の指定管理者となっている。これらのことから、財団の主事業は「生涯スポーツ」や「健康・体力づくり」に関する事業であることが推測できる。

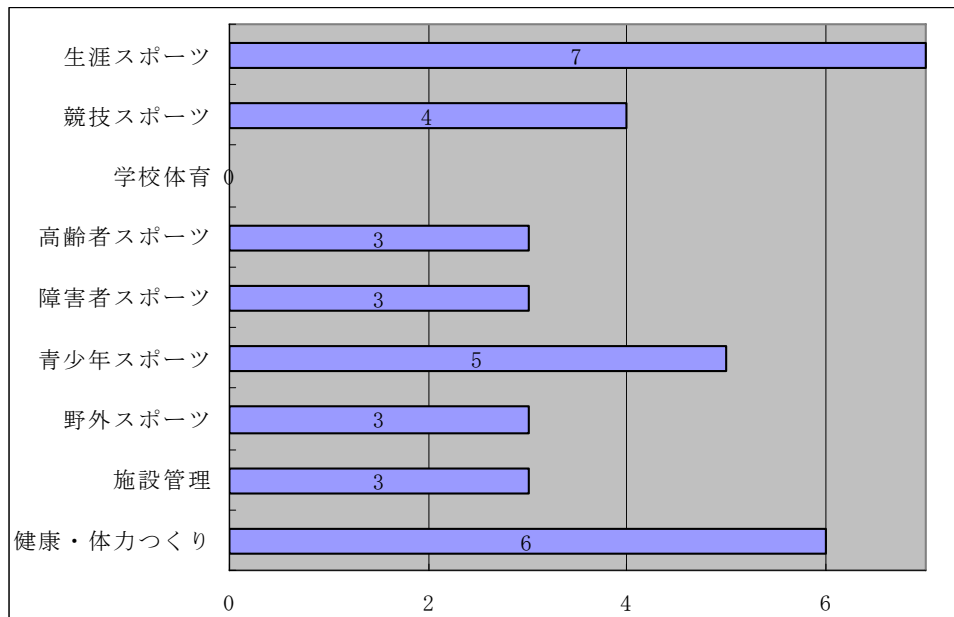


図 2-2 財団等が所管する事業 (n = 7)

(3) スポーツ振興審議会もしくはそれに類する合議制の機関の設置

スポーツ振興法第 3 章では、スポーツ振興審議会等については次のように記載されている。

第18条 都道府県に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

3 前2項の審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ振興審議会等」という。）は、第4条第4項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会等の委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この場合において、都道府県の教育委員会は知事の、市町村の教育委員会はその長の意見を聴かなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。
- 6 第1項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会等の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会等に関し必要な事項については、条例で定める。

現在、全国の多くの市町村において、この法に基づいてスポーツ振興審議会等が設置され、地域の実態に応じてスポーツ振興に関する基本的計画を審議するほか、スポーツ振興に関する重要事項を審議し各教育委員会に建議することとなっている。

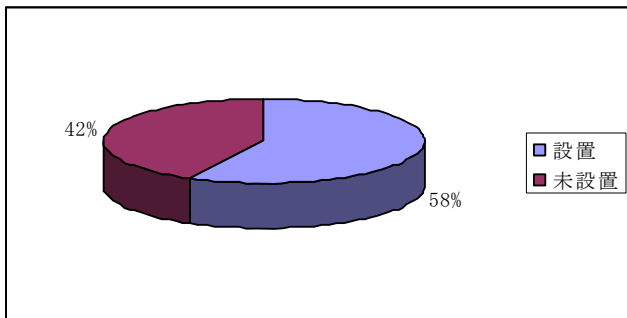


図2-3 スポーツ振興審議会等の設置状況

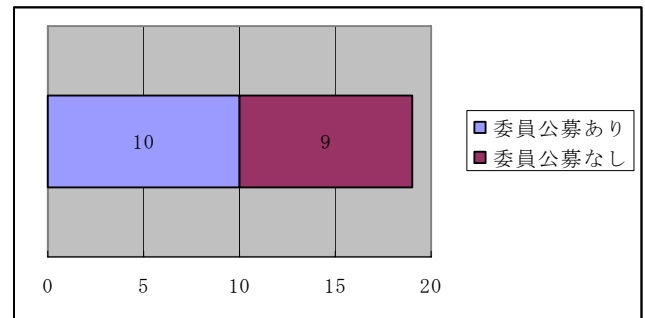


図2-4 委員公募の有無(n=19)

図2-3は、市町村におけるスポーツ振興審議会もしくはそれに類する合議制の機関の設置状況について表したものである。58%（19市町村）でスポーツ振興審議会もしくはそれに類する合議制の機関が設置されている。また、その構成人数の平均は11.0人で、そのうち女性が2.3人で約2割を占めていた。

図2-4は委員公募の有無について表したものであり、10市町村が公募制にて1～2名の委員を募集されていた。各市町村におけるスポーツ振興計画の策定においては、策定過程における住民参加が不十分だと指摘もされているところでもあり、（日本体育学会 スポーツ振興基本計画特別委員会 中間まとめ「スポーツ振興基本計画のあり方について（提言）」平成22年6月より）策定にあたっては、公募制やパブリックコメントによる住民参加の機会確保が必要であると考えられる。また、市町村におけるスポーツ振興審議会等の設置については義務付けられているものではないが、各方面からの意見を参考にスポーツ振興を図っていく観点からも、より多くの市町村において審議会等の設置が望まれるところである。

2 スポーツ振興に係る計画について

「スポーツ振興基本計画」（平成12年）は、スポーツ振興法策定後約40年を経て策定された我が国で初の国家によるスポーツ振興にかかわる基本計画であり、スポーツ行政や競技団体の経営等の計画的推進、総合型地域スポーツクラブの創設などの政策の重点化、数値目標の明確化、「する」「みる」「支える」スポーツの総合的な振興などにおいて、スポーツ界に一定の貢献をしたと評価されている。しかし、一方では、国の計画そのものが、自治体行政の現場に十分に反映されていないことも多く、このため、市町村レベルの振興計画の策定率が極めて低い（13-14%）状況にあるとの指摘もある。また、都道府県におけるスポーツ振興計画は、スポーツ振興法の「参酌規定」による統制を受けており、独自の政策展開は制限されている。市町村の場合には、多少の独自性はみられるが国の計画から取捨選択する傾向が強いとも言われている。

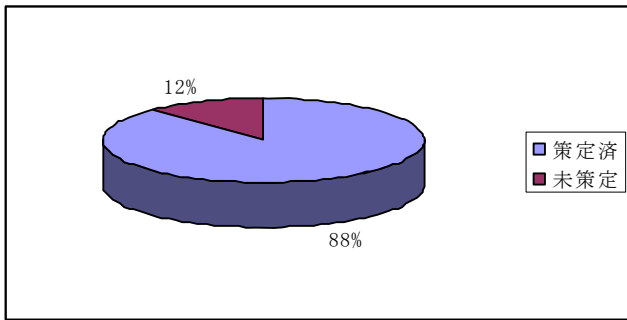


図3-1 スポーツ振興に係る計画の策定状況 (n=33)

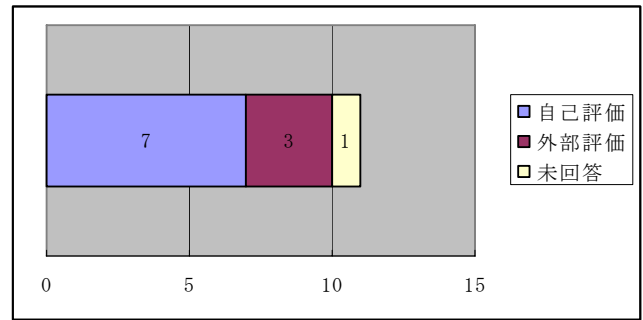


図3-2 評価方法の内訳 (n=11)

図3-1は市町村のスポーツ振興に係る計画の策定状況について表したものである。88% (29市町村) でスポーツ振興に係る計画がすでに策定されており、残り4市町村のうち3市町村は平成24年度までに策定予定との回答を得ている。そして計画の形態としては、スポーツ振興に係る計画を策定済みの29市町村のうち、17市町村ではスポーツ振興に特化した計画ではなく、市町村の総合計画の一部としての計画であった。

図3-2はその評価方法の内訳であり、12の市町村が1年ごともしくは5年ごとの評価を行っており、2市町村がスポーツ振興審議会や町民からの外部評価を実施していることが明らかになった。

3 スポーツ主管課が所管する事業について

(1) 高齢者を対象としたスポーツ事業

平成22年度「県民の体力・スポーツに関する調査結果」(神奈川県立体育センター)によると地域のスポーツ振興に期待する効果をたずねたところ、「地域のコミュニティの形成」(41.2%)が最も高く、「余暇時間の有効活用」(31.1%)、「高齢者の生きがいづくり」(30.1%)、「親子や家族の交流」(29.7%)が続いている。

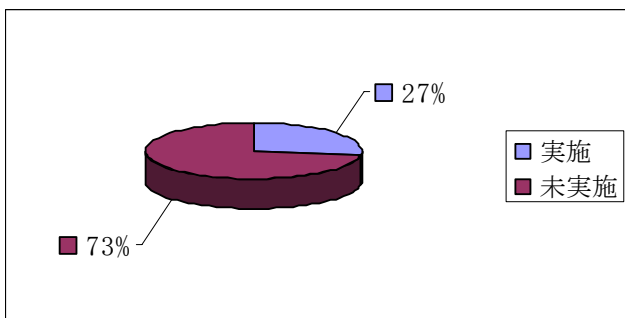


図4-1 高齢者を対象としたスポーツ事業の実施状況 (n=33)

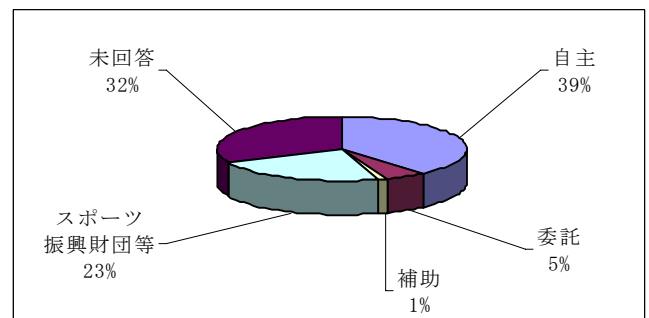


図4-2 実施形態 (n=75)

図4-1は市町村における高齢者を対象としたスポーツ事業の実施状況を表したものである。27% (9市町村) で高齢者を対象としたスポーツ事業を実施している。

図4-2は教室等の実施形態を表したものである。75の実施教室等に対し、39%をスポーツ主管課が自主事業として実施しており、23%がスポーツ振興財団等により実施されている。

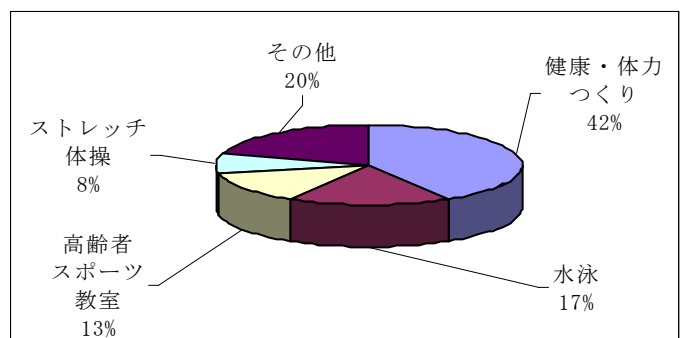


図4-3 実施教室等の種目・内容の内訳 (n=75)

図4-3は実施された教室等の種目・内容について表したものである。実施された75の教室等のうち42%が健康・体力づくりに関する教室等であり、17%の水泳とあわせると半数以上を占めた。

また、参加者数はのべ人数で72,255人であった。スポーツ主管課が所管している高齢者を対象とした事業は全体の73%がスポーツ主管課以外で実施されている。このことから、市町村が展開する高齢者のスポーツ教室は一義的には健康や生活全般に関わる高齢福祉の分野の事業として整理されていると推測できる。さらに、その内容は、健康・体力づくり、水泳、高齢スポーツ教室といったものが多い。

一方で前述した調査結果が示すところの「地域コミュニティの形成」、「余暇時間の有効活用」「高齢者の生きがいがづくり」といった3つの期待される効果は、高齢者を対象としたスポーツ事業と大いに関わりがあると考えられる。改めてスポーツの様々な効果を認識しながら事業を構築することの大切さが確認できた。

(2) 障害者を対象としたスポーツ事業

「アクティブかながわ・スポーツビジョン」(改訂版 平成20年3月)では、スポーツ交流の促進の基本的な考え方の中で、障害のあるなしにかかわらず、共に実施できる運動やスポーツの魅力を生かし、様々な人々との相互理解を図るための交流事業を開催するなど、スポーツ活動を通じたノーマライゼーションの推進が当面の取組みとして示されている。

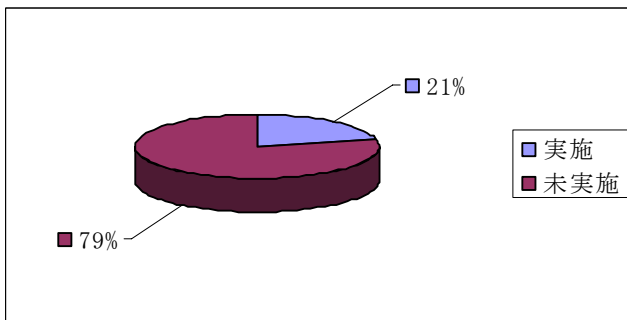


図5-1 障害者を対象としたスポーツ事業の実施状況(n=33)

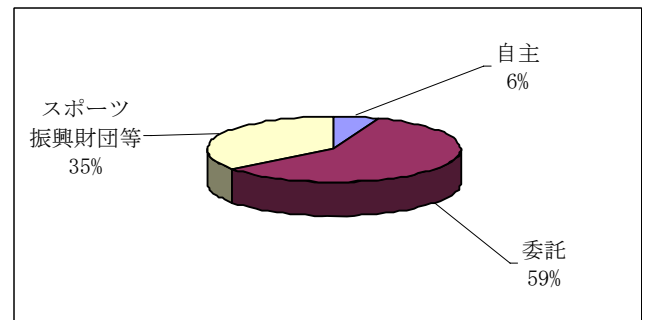


図5-2 実施形態(n=17)

図5-1は市町村における障害者を対象としたスポーツ事業の実施状況を表したものである。21%（7市町村）で障害者を対象としたスポーツ事業を実施している。

図5-2は教室等の実施形態を表したものである。17の実施教室等に対し、スポーツ主管課が自主事業として実施している教室等は6%しかなく、スポーツ振興財団等を含め実施の形態はほぼ外部への委託によるものであった。

図5-3は実施された教室等の種目・内容について表したものである。実施された17の教室等のうち、29%が大会等の実施であり、次に割合の高い水泳と合わせ約半数を占めた。障害者を対象としたスポーツ事業は、全体の79%がスポーツ主管課以外で実施されていることから、障害者福祉の分野の事業として整理されていると推測できる。

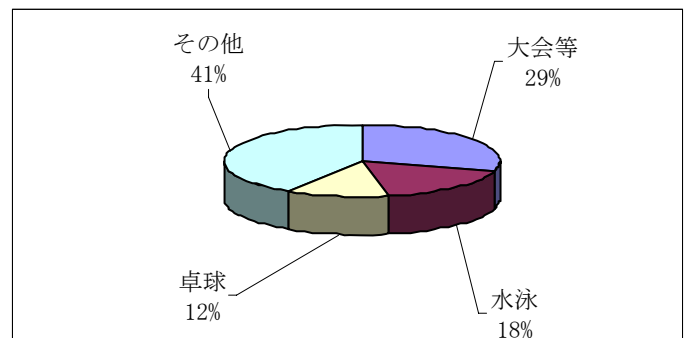


図5-3 実施教室等の種目・内容の内訳(n=17)

(3) 青少年を対象としたスポーツ事業

スポーツの意義の一つには、青少年の心身の健全な発達を促し、特に自己責任、克己心やフェアプレーの精神を培うとともに、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育むことがあげられている。また、様々な要因による子どもたちの心身のストレスの解消にもつながり、多様な価値観を認め合う機会を与えるなど、青少年の健全育成になくてはならないものと言われている。

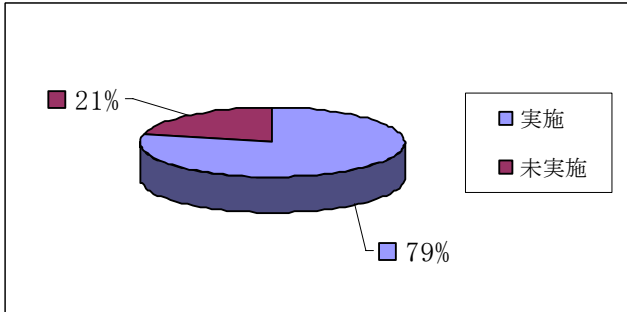


図6-1 青少年を対象としたスポーツ事業の実施状況(n=33)

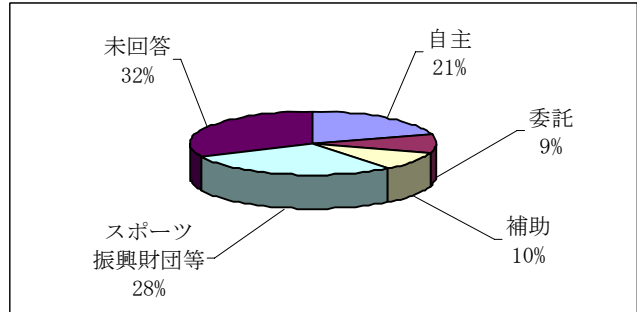


図6-2 実施形態(n=365)

図6-1は市町村における青少年を対象としたスポーツ事業の実施状況を表したものである。79% (26市町村) で青少年を対象としたスポーツ事業を実施している。

図6-2は教室等の実施形態を表したものである。365の実施教室等に対し、21%をスポーツ主管課が自主事業として実施しており、28%がスポーツ振興財団等により実施されている。

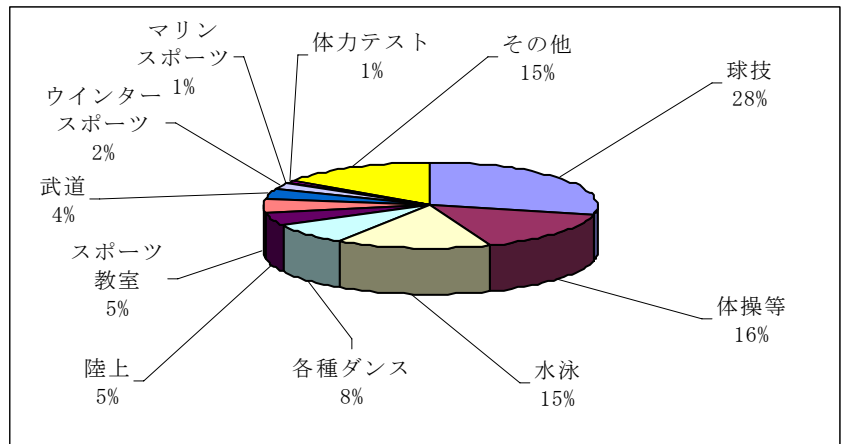


図6-3 実施教室等の種目・内容の内訳(n=365)

図6-3は実施された教室等の種目・内容について表したものである。365の実施教室等に対し、28%が球技であり、次に体操等が16%と多い割合を示している。また、参加者数はのべ人数で173,242人であった。青少年を対象としたスポーツ事業は、全体の約80%がスポーツ主管課の自主事業として実施されており、種目もテニスやサッカー、体操、ダンスといった青少年に人気のある種目が34種目以上と多岐にわたって展開されていることが明らかになった。

(4) 野外活動の普及に係る事業

ア 野外活動の普及を目的とした事業

マスメディアやゲーム機器等による疑似体験が増える中、自然の中で集団で行われる直接体験の機会は、社会的存在としての人間性回復の場である。自然界の生き物や仲間・多様な人々との関わりを通して感性を豊かにし、自己概念や対人関係能力、情意領域など、青少年の豊かな人間性を培う上で自然体験活動への期待は大きいとされている。

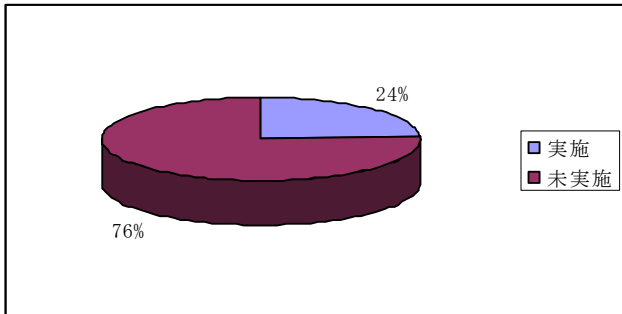


図7-1 野外活動の普及を目的とした事業の実施状況(n=33)

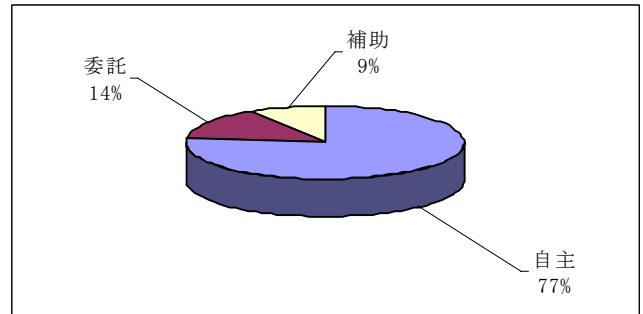


図7-2 実施形態(n=79)

図7-1は市町村における野外活動の普及を目的とした事業の実施状況を表したものである。24%（8市町村）で野外活動の普及を目的とした事業を実施している。

図7-2は教室等の実施形態を表したものである。79の実施教室等に対し、77%をスポーツ主管課が自主事業として実施している。

図7-3は実施された教室等の内容について表したものである。79の実施教室等に対し、野外活動体験・キャンプが42%と一番多く、次に割合の高いハイキング・登山と合わせ約半数を占めた。また、参加者数はのべ人数で11,619人であった。

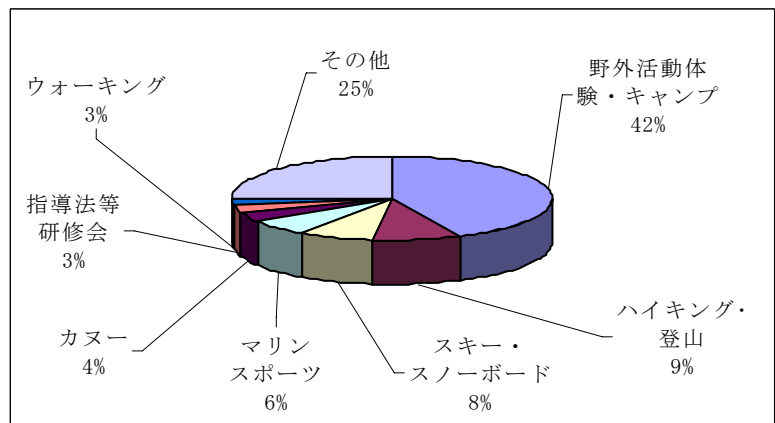


図7-3 実施教室等の種目・内容の内訳(n=79)

イ 冒険遊び場（プレイパーク）の設置

平成20年1月に神奈川県スポーツ振興審議会から建議された「幼児期からの運動・スポーツ振興施策のあり方について」では、「子どもが主体的に、創意を生かした運動や外遊びを展開するためには、整備された公園などの(そのかわり規制が多い)遊び場だけでは十分とはいえない。仙田氏が提唱する『自然スペース』『オープンスペース』『道スペース』等を含んだ自由な活動が保障される遊び場:『冒険遊び場』が期待されている。テストケースとしての「冒険遊び場」の創設や公共スポーツ施設の自由広場の有効活用を奨励するなど、『冒険遊び場』の設置を積極的に推進する必要がある。」と述べられている。

図7-4は県内市町村における冒険遊び場（プレイパーク）の設置状況を表したものである。

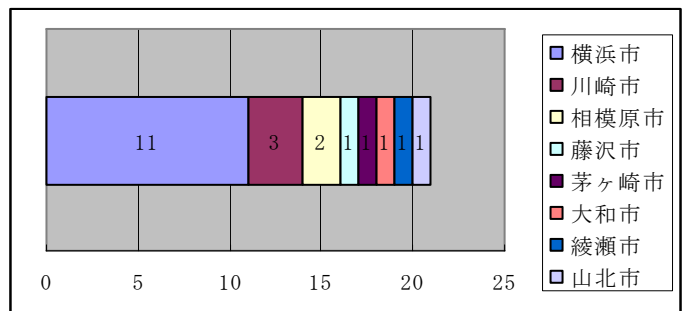


図7-4 冒険遊び場（プレイパーク）の設置状況(n=21)

県内では、8市町村で21施設が設置されており、そのうち横浜市に11の施設が設置され全体の半数以上を占めている。また、主な活動内容は、木工クラフト・ものづくり、火おこし・焚き火、ベーゴマ、ロープ遊びといった昔遊びの内容が多いことが明らかになった。

また、「子どもがいきいきと遊ぶことができる環境をつくる」役割を担うプレイリーダーは、全体の8割近くの施設で配置されていることが明らかになった。

NPO法人日本冒険遊び場づくり協会は、プレイリーダーに求められる最も重要な資質として、好奇心が強いこと、臨機応変に対応できること、精神的にタフであること、ポジティブに考えられること、人間関係に適切な距離をはかれること等をあげており、プレイリーダーを雇用する団体側はこのような観点への認識を深め、プレイリーダーを採用していくことが必要であると提言している。

(5) 健康・体力づくりに係る事業

ア 健康・体力づくりを主眼とした事業

「アクティブかながわ・スポーツビジョン」では、健康・他力づくりの推進は重点プログラムに位置付けられている。基本的な考え方として、運動やスポーツが、健康の保持増進、生活習慣病の予防、心の健康等に効果をもたらすことが認められているということが示されている。さらに、今後、高齢化がさらに加速することや子どもの体力・運動能力の長期的な低下傾向を踏まえて、幼児から高齢者まで、県民が主体的に健康・体力づくりに取り組むことができるように、市町村、民間団体、企業等との連携を促進し、全県的な取組みとして健康・体力づくりを推進することが示されている。

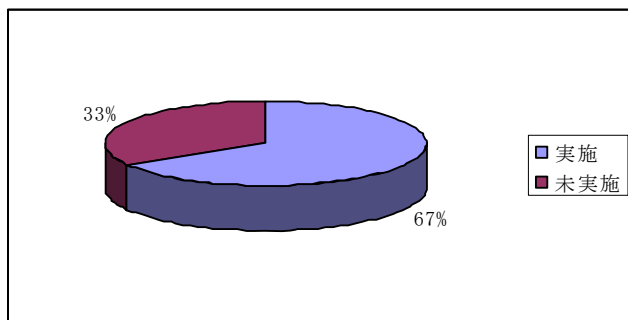


図8-1 健康・体力づくりを主眼とした事業の実施状況 (n=33)

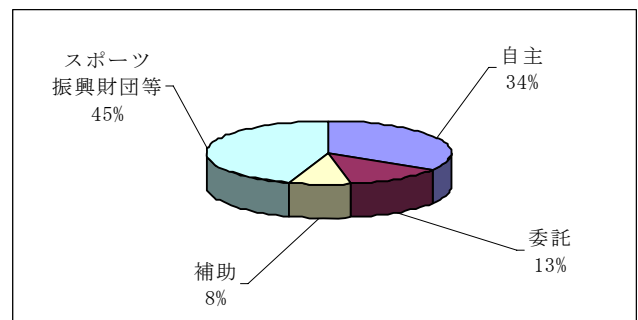


図8-2 実施形態 (n=201)

図8-1は市町村における健康・体力づくりを主眼とした事業の実施状況を表したものである。67%（22市町村）で健康・体力づくりを主眼とした事業を実施している。

図8-2は教室等の実施形態を表したものである。201の実施教室等に対し、34%をスポーツ主管課が自主事業として実施しているが、スポーツ振興財団等による実施が45%と一番多い割合となっている。

図8-3は実施された教室等の種目・内容について表したものである。201の実施教室等に対し、体操・エアロビクス関係とマラソン・ウォーキング関係の有酸素運動の教室等の実施が約半数を占め、参加者数はのべ人数で231,909人であった。健康・体力づくりを主眼とした事業は、全体の約70%近くが実施しているが、その内訳の約半数が委託やスポーツ振興財団等であったことから、今後はスポーツ振興財団や体育協会等にシフトしていくのではないかと考えられる。また、対象年齢の区別が明確でないことから、高齢者対象の事業との重複も推測することができる。

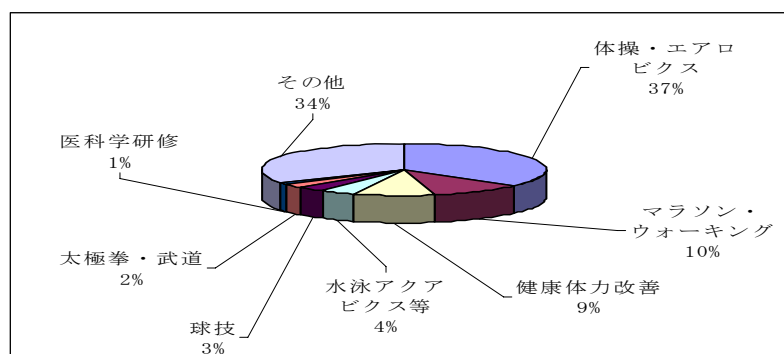


図8-3 実施教室等の種目・内容の内訳

イ 3033運動の普及・啓発の取組み及びスポーツ振興計画への位置付け

3033（サンマルサンサン）運動とは、県民が1人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むために、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化するという県の施策（神奈川県独自の取組み）である。

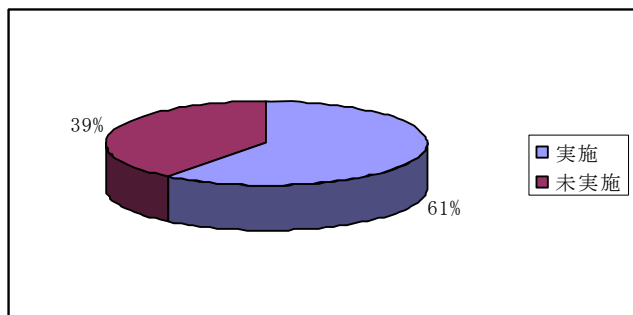


図8-4 3033運動の普及・啓発の取組み状況(n=33)

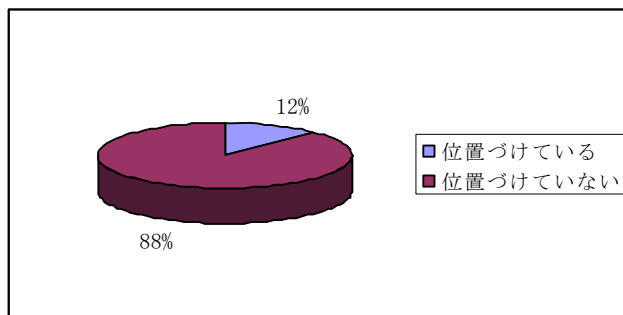


図8-5 3033運動のスポーツ振興計画への位置付けの有無状況(n=33)

図8-4は市町村における3033運動の普及・啓発の取組み状況を表したものである。61%（20市町村）で普及・啓発の取組み実施の回答を得た。

図8-5は3033運動のスポーツ振興計画への位置付けの有無について表したものである。33市町村に対し、スポーツ振興計画へ位置付けられているのは12%（4市町村）であった。

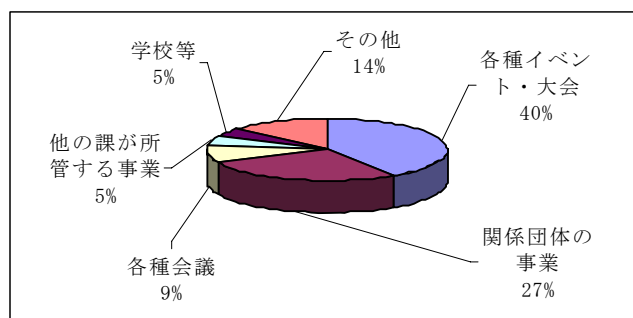


図8-6 普及・啓発の実施場所(複数回答可)

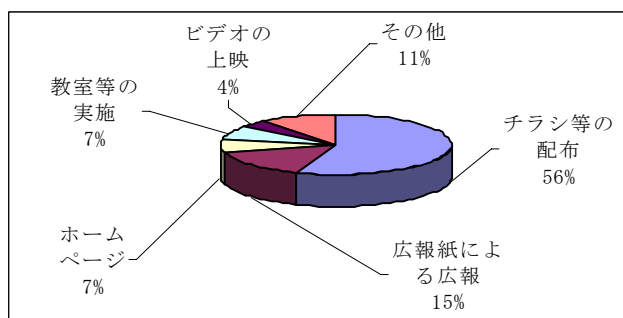


図8-7 普及・啓発の実施方法(複数回答可)

図8-6は3033運動の普及・啓発の実施場所について表したものであるが、全体の40%が、市町村で開催される各種イベント・大会で実施されていることが明らかになった。

図8-7は3033運動の普及・啓発の実施方法の状況を示したものであり、市町村における3033運動の普及・啓発は、イベントや・大会等でチラシ等の配布によるものがほとんどを占めていることが明らかになった。

今後は、3033運動が各地域で根付くよう、市町村や関係団体、企業やPTA等におけるモデル事業の実施など、自主的な取組みによる全県的な拡がり期待される。

(6) スポーツを通じた国際交流事業

現在、文部科学省では、スポーツ振興の大きな柱として競技スポーツを掲げ、その中でスポーツを通じた国際交流を、我が国におけるスポーツの普及・発展に寄与することはもとより、諸外国との相互理解と友好親善の促進に大きな役割を果たす極めて重要な意義を持つものと位置付けている。現在、同省によりスポーツによる諸外国との交流事業については、次のような事業において支援が行われている。

- ・アジア地区スポーツ交流事業
- ・日韓スポーツ交流事業
- ・海外青少年スポーツ振興事業（ODA）
- ・諸外国とのスポーツ交流事業

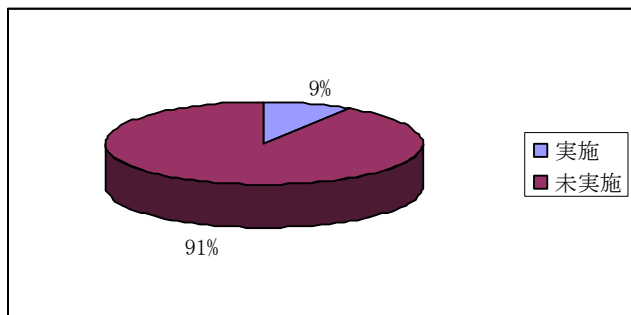


図9 スポーツを通じた国際交流事業の実施状況(n=33)

図9は市町村におけるスポーツを通じた国際交流事業の実施状況を表したものである。9%（3市町村）で4事業実施されている。

表1は事業の対象・実施種目及び交流先の内訳を表したものである。2事業の対象が小学生であり、中学生、高校生が対象の事業はそれぞれ1事業である。また、種目は3事業がバスケットボールで、1事業がサッカーであり、参加者数は指導者を含め103人である。4事業の内容をみると、すべての事業で近隣アジア諸国（韓国・台湾・中国）との交流であり、実施した市町村の友好都市や都市間交流の相手国であった。

市町村におけるスポーツの国際交流が競技力向上にある程度寄与することは予測できるものの、国際交流そのものが目的となっていること、また、昨今の経済状況を勘案すると、現状を維持すること自体が課題であることも推測できる。

表1 対象・実施種目及び交流先の内訳

	対象	種目	交流先
1	高校生	バスケットボール	台湾
2	小学生	サッカー	韓国
3	中学生	バスケットボール	中国
4	小学生	ミニバスケットボール	韓国

(7) スポーツ教室

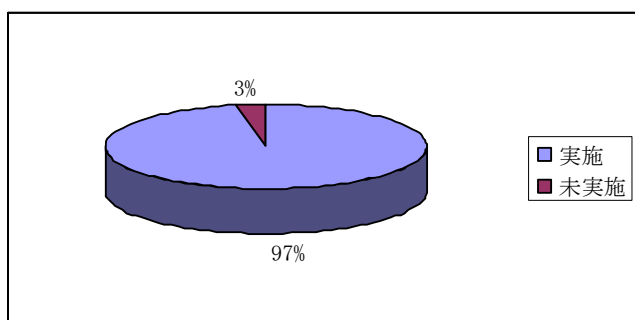


図10-1 スポーツ教室の実施状況(n=33)

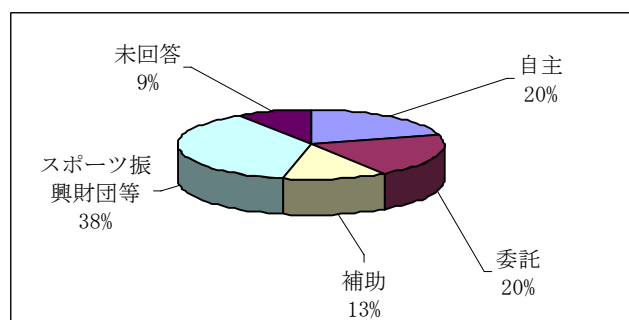


図10-2 実施形態(n=583)

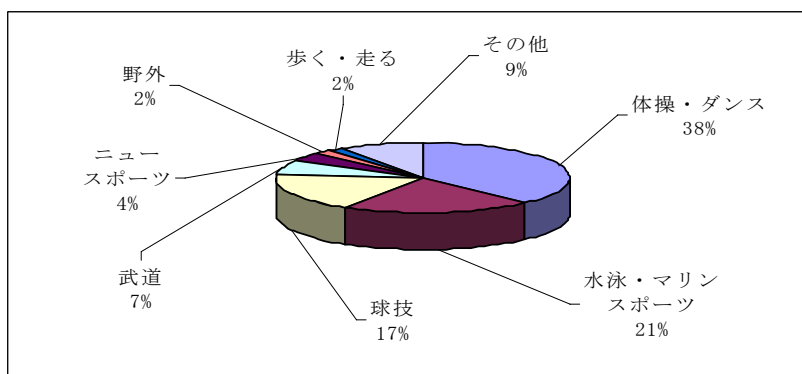


図10-3 実施教室等の種目・内容の内訳(n=583)

図10-1は市町村におけるスポーツ教室の実施状況を表したものである。97%（32市町村）で実施されている。

図10-2は教室等の実施形態を表したものである。583の実施教室等に対し、20%をスポーツ主管課が自主事業として実施しているが、スポーツ振興財団等による実施が38%と高い割合であることが明らかになった。

図10-3は実施された教室等の種目・内容について示したものである。調査結果の583の教室等のうち、体操・ダンス関係と水泳・マリンスポーツ関係の実施が約半数を占め、参加者数はのべ人数で232,001人であった。

なお、神奈川県立体育センターのホームページでは、各市町村におけるイベント・サークル情報の提供も行っているため、今後各市町村におけるスポーツ教室の広報媒体としての活用も促進していく必要がある。

(8) スポーツ指導者に係る事業
ア スポーツ指導者育成・研修事業（平成21年度実績）

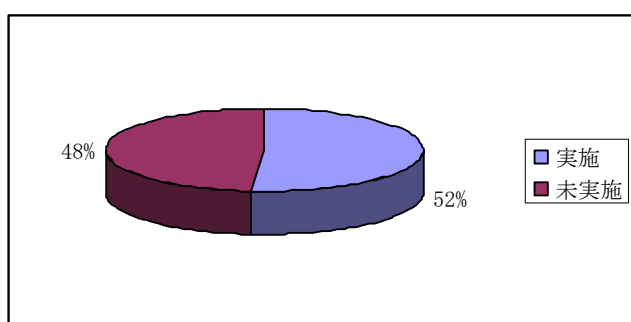


図11-1 スポーツ指導者育成・研修事業の実施状況 (n=33)

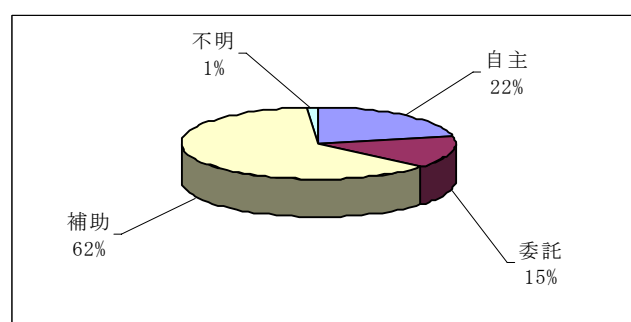


図11-2 実施形態 (n=68)

図11-1は市町村におけるスポーツ指導者育成・研修事業の実施状況を表したものであり、52%（17市町村）で実施されている。

図11-2は事業の実施形態を表したものである。調査結果の68事業に対し、関係団体への補助事業と委託事業を合わせると全体の8割弱を占め、スポーツ主管課が自主事業として実施している講座が22%と次いでいる。

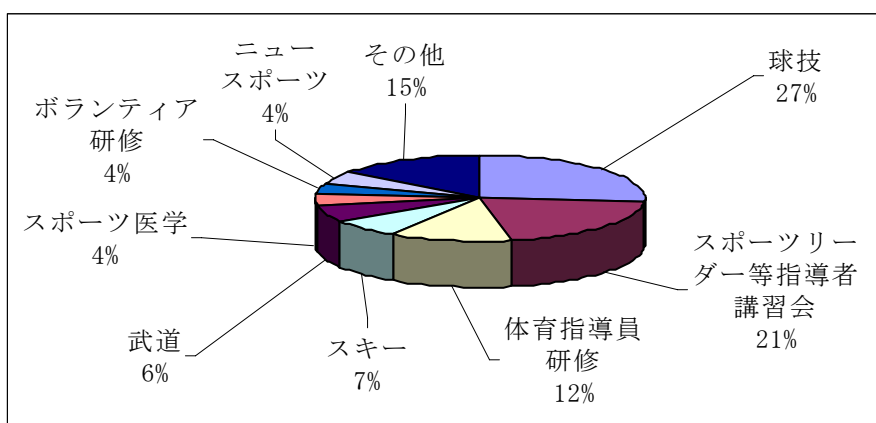


図11-3 実施講座等の種目・内容の内訳 (n=68)

図11-3は実施された講座等の種目・内容について表したものである。調査結果の68事業に対し、球技系の講座等が27%と最も多く、次に21%と多かったスポーツリーダー等指導者講習会とあわせると約半数を占めた。今回の調査では、スポーツリーダー等指導者講習会の内容までは把握できなかったが、指導者に共通して必要な内容等が考えられる。スポーツ医学（4%）の基本的な内容などもその1つとして考えられる。今後は、スポーツリーダー等指導者講習会の内容まで把握できるよう、調査方法の検討が必要である。

イ スポーツ指導者登録制度・派遣事業（平成21年度実績）

「スポーツ振興基本計画」では、様々な項目で地方公共団体におけるスポーツリーダーバンクの積極的な活用が提言されており、スポーツ活動における指導者の重要性が提言されている。神奈川県立体育センターでは、神奈川県スポーツリーダーバンクを運営しており、スポーツに係わる資格等を所持している方々に県内での活動を原則に登録してもらっている。平成23年3月1日現在で843名の登録数である。

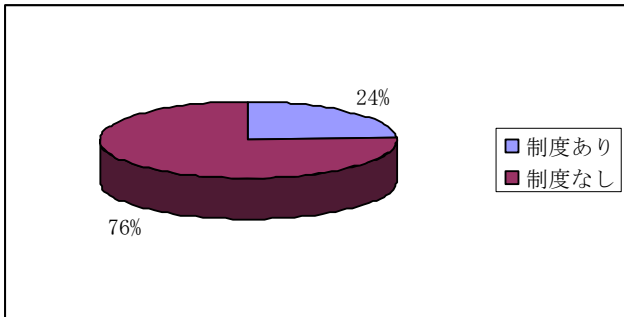


図 11-4 スポーツ指導者登録制度の有無 (n=33)

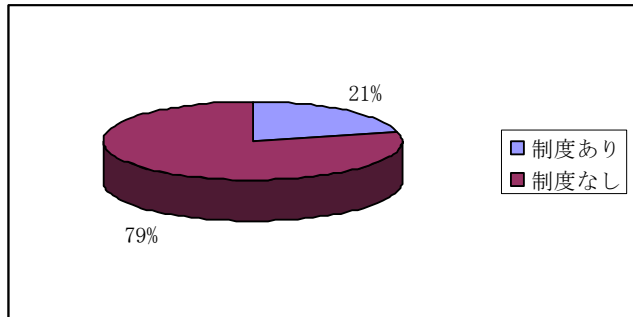


図 11-5 スポーツ指導者派遣制度の有無 (n=33)

図 11-4 は市町村におけるスポーツ指導者登録制度の有無について表したものである。24%（8市町村）で、スポーツ指導者登録制度が運営されている。また、「制度化はされていないが、各種問合せに対応するため指導者のリストはある」と回答しているところもあった。市町村の規模等によっては、スポーツ指導者の登録制度の運営が難しいところもあると考えられるので、今後は、神奈川県スポーツリーダーバンクの活用方法などを市町村スポーツ主管課にあらためて周知することが必要であると考えられる。

図 11-5 はスポーツ指導者派遣制度の有無について表したものである。21%（7市町村）でスポーツ指導者派遣制度が運営されており、そのうち6市町村では、スポーツ指導者登録制度も併せて運営されている。スポーツに限らず、スポーツ指導者登録制度を有しない市町村では生涯学習の指導者派遣制度で対応しているケースもあった。

(9) スポーツ情報提供事業（平成21年度実績）

「アクティブかながわ・スポーツビジョン」では、システムプロジェクト（スポーツ活動を支えるしくみづくり）として「スポーツ情報サービス機能の充実」がプログラムとして位置付けられており、本調査では市町村のスポーツ情報提供について調査した。

平成22年度「県民の体力・スポーツに関する調査結果」（神奈川県立体育センター）によると県民の運動・スポーツ関連情報ニーズでは、「スポーツ施設の案内」が35.7%で最も高く、以下「健康・体力づくり情報」（31.9%）、「各種スポーツ教室の案内」（30.2%）、「新しいスポーツ、気軽にできるスポーツなどの情報」（26.2%）と続いている。

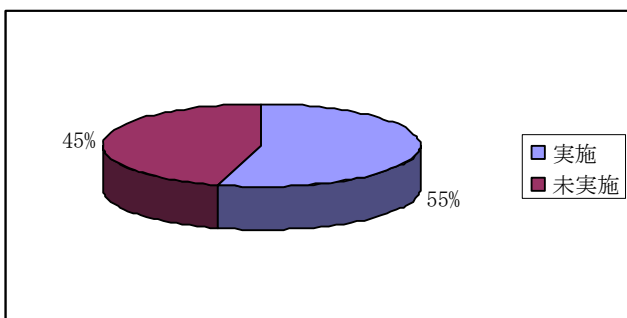


図 12 スポーツ情報提供事業の実施状況 (n=33)

図 12 は市町村におけるスポーツ情報提供事業の実施状況について表したものである。55%（18市町村）で、スポーツ情報提供事業が実施されていることが明らかになった。情報の種類や事業内容など市町村毎に情報の分け方に差があるため単純な比較はできないが、情報の種類としては、「イベント・大会・教室情報」が比較的多い状況であり「施設情報」、「指導者情報」などがそれに次いでいる。また、情報提供の手段としては、広報誌やホームページが中心となっている。（表 2 参照）

神奈川県立体育センターでは、自主事業に関する情報をはじめとして、スポーツに関する「指導者」「施設」「クラブ・サークル」「イベント・講座」情報の提供を行っており、市町村のスポーツ情報も市町村と連携し提供できる仕組みになっている。神奈川県立体育センターとして

は、スポーツ情報提供事業未実施の市町村はもとより、全ての市町村におけるスポーツ情報提供サービスを補完できるようにしていく必要がある。

表2 市町村スポーツ主管課におけるスポーツ情報提供事業（平成21年度実績）（抜粋）

事業名	情報の種類	事業内容
スポーツ指導者情報提供・活用事業	指導者人材情報、指導者を必要としている現場情報	スポーツ指導者、指導を求めている個人・団体に関する情報をデータベース化し、インターネットや広報誌等を通じ、双方に提供する。指導者研修会の開催。
スポーツ施設予約ネットワーク	スポーツ施設空き状況	インターネット・街頭端末を通じて、市内スポーツ施設の空き状況照会と施設の抽選予約・随時予約申込をすることができる。事前に利用者登録手続きが必要。
スポーツイベント情報提供事業	スポーツイベントの情報	市内で行われるスポーツイベントに関する情報を、ホームページや広報誌等で提供する。

4 選手強化事業について（平成21年度状況）

「スポーツ振興基本計画」の主要な課題として、我が国の国際競技力の総合的な向上方策が上げられている。また、「アクティブかながわ・スポーツビジョン」では、チャレンジプロジェクト（競技力向上のためのしくみづくり）として「トップアスリートの育成と活用（重点プログラム）」と「競技力向上に向けた強化体制の構築」がプログラムとして、位置付けられており、本調査では市町村の選手強化事業について調査した。

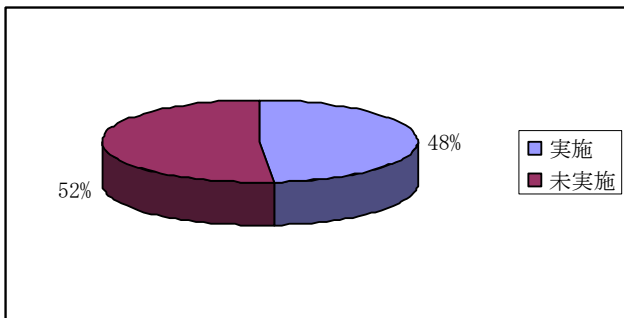


図13 選手強化事業の実施状況 (n=33)

図13は選手強化事業の実施状況について表したものである。48%（16市町村）で、選手強化事業が実施されていた。また、記述内容から、具体的な事業内容としては、選手の各種大会への派遣費を補助するケースが多かった。（表3参照）本調査では、平成21年度の選手強化事業について聞いているが、平成22年度より、ほぼすべての市町村が参加していた「allかながわスポーツゲームズ神奈川県総合体育大会」が休止することとなったことから、現在では事業規模が、縮小していることが推測できる。

表3 選手強化事業について（平成21年度状況）（抜粋）

事業名	内容
県下駅伝競走大会選手派遣委託	市町村対抗かながわ駅伝競走大会への選手派遣事業費
競技力向上選手育成強化事業	各種大会に出場する選手に対する援助、講習会等実施に係る援助他
全国大会等出場奨励事業	スポーツの全国大会及び国際大会に出場することにより、本市の社会教育の振興に寄与すると認められる個人または団体に対し、 <u>出場経費の一部を交付する</u>

5 表彰制度について（平成22年度状況）

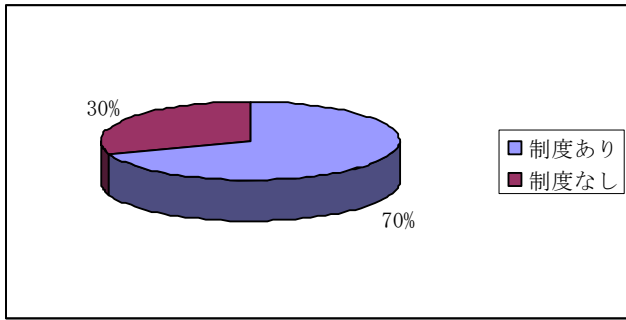


図14 表彰制度の有無(n=33)

「アクティブかながわ・スポーツビジョン」では、わくわくプロジェクト（みんなのスポーツ活動の推進）として「競技スポーツ活動の機会の提供と表彰制度の充実」がプログラムとして位置付けられており、本調査では市町村の表彰制度について調査した。

図14は市町村における表彰制度の有無について表したものである。70%（23市町村）に表彰制度があった。また、記述内容から対象者は、スポーツ振興功労者やスポーツ優秀選手であり、審査方法は、自治体が設置した審査委員会による

審査の他に、スポーツ振興審議会による審査や体育協会が設置した審査委員会による審査もある。（表4参照）一方、市町村体育協会・レクリエーション協会及びその加盟団体に所属のない人は把握が困難なことなどから、表彰の対象とならないケースも多いと思われる。

表4 表彰制度について（平成22年度状況）（抜粋）

表彰者	対象者	審査方法
教育長	スポーツ振興功労者	関係団体からの推薦を受け、スポーツ振興審議会が審査し決定
首長	スポーツ振興功労者・成績優秀者 等	関係団体からの推薦を受け、自治体が設置した審査委員会を経て決定
体育協会	スポーツ振興功労者等	関係団体からの推薦を受け、体育協会が設置した審査委員会を経て決定

6 学校体育施設開放事業について（平成22年度状況）

「アクティブかながわ・スポーツビジョン」では、エリアプロジェクト（スポーツ活動の多様な場づくり）として「学校体育施設利用の促進」が重点プログラムとして位置付けられており、本調査では市町村立の学校施設について調査した。

図15-1は市町村における学校体育施設の開放状況について表したものである。市町村立小・中学校では、ほぼすべての学校で体育施設が開放されていることが明らかになった。また、市町村立高等学校では、16校のうち1校のみの開放である。

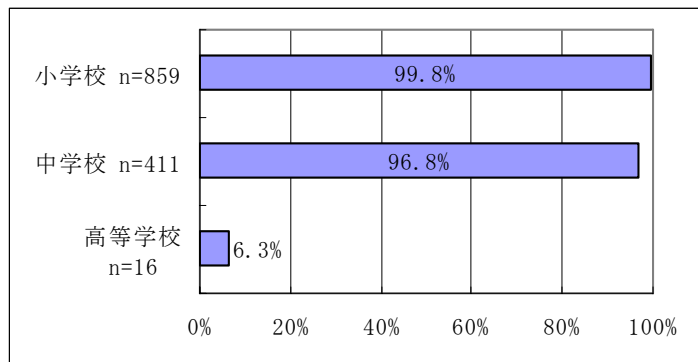


図15-1 市町村立の学校体育施設開放状況

図15-2は施設別開放数について表したものである。開放されている施設については、体育館が1,241、運動場が1,064、プールが423となっている。また体育館と運動場の両方を開放している学校は、小学校772校、中学校275校で計1,047校となっていた。

図15-3は、平成22年度の県立学校（高等学校143校、特別支援学校25校、計168校）の体育施設開放状況（神奈川県教育委員会スポーツ課調べ）について表したものであり、体育施設の開放を実施している学校は、92%となっている。

図15-4は施設別開放数について表したものであるが、体育館（117）、運動場（112）がほぼ同数となっている。平成22年度「県民の体力・スポーツに関する調査結果」（神奈川県立体育セン

ター) では、「運動・スポーツ関連の情報ニーズ」の1位は、「スポーツ施設の案内」であった。また、スポーツ振興にとって、学校の体育施設の有効活用は以前から課題としてあげられている。

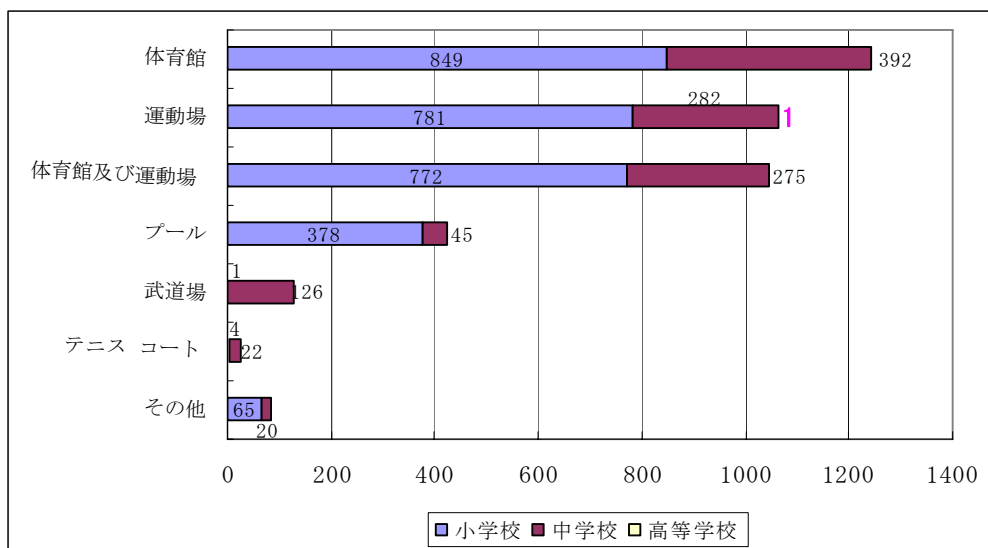


図 15-2 施設別開放数 (n=4,013)

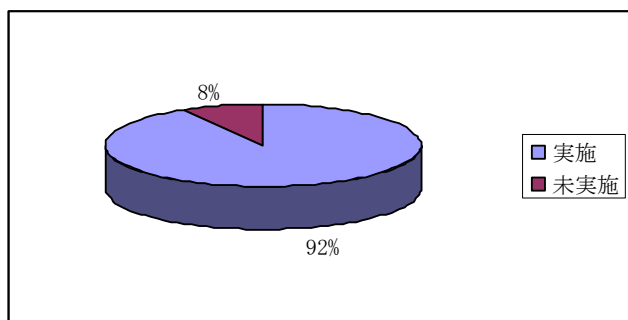


図 15-3 県立学校体育施設状況 (n=168)

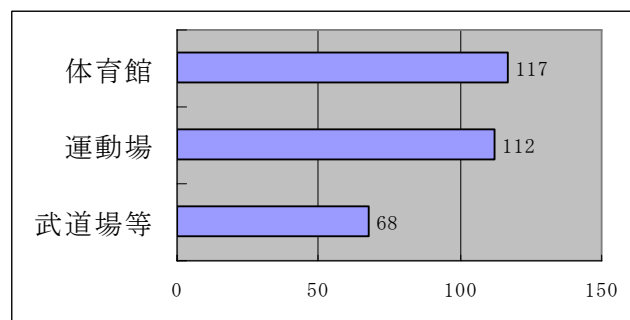


図 15-4 県立学校体育施設開放数 (n=168)

7 スポーツクラブの状況について

(1) 市町村スポーツ主管課が把握しているクラブ数及び人数

ア 市町村別スポーツクラブの登録状況

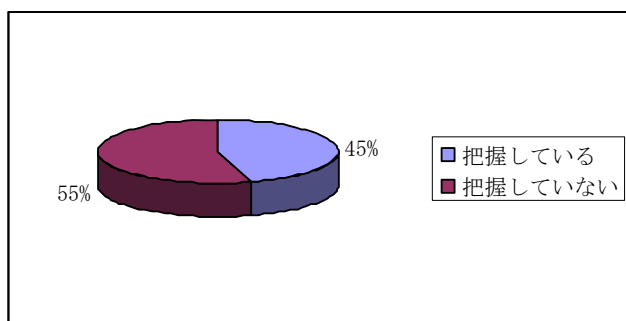


図 16-1 スポーツクラブの把握状況 (n=33)

図16-1は市町村におけるスポーツクラブの把握状況を表したものである。45% (15市町村) でクラブ数及び登録人数を把握している。そのうち2市町村で登録制度を有している。スポーツクラブの状況を把握していない18の市町村においても、スポーツクラブは存在していると思われるが、市町村体育協会や財団等で状況を把握していることも考えられる。また、登録制度の有無の状況についても同様と考えられる。

イ 系別のスポーツクラブの状況

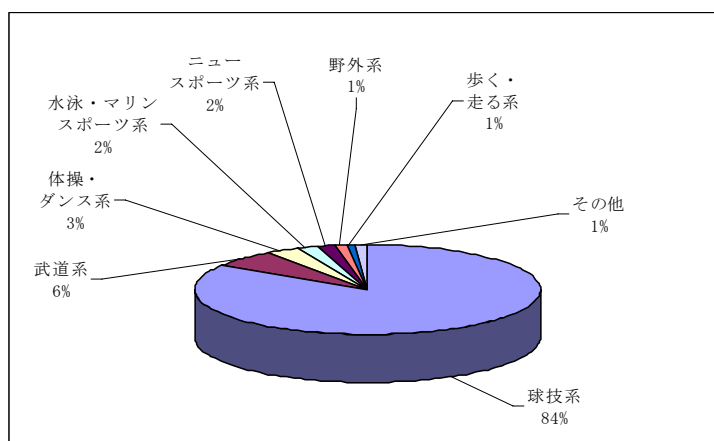


図16-2 系列別割合 (n=6,456)

図16-2は市町村におけるスポーツクラブの系別割合を表したものである。野球やバレーボールなどの球技系のスポーツクラブが84%と高い割合を占めた。また、登録人数は、サッカーが28,642人、野球が28,083人、テニスが14,556人、バスケットボールの13,357人と多かった。球技系に次いでクラブ数が多かったのは中学校の新学習指導要領で必修化された武道系であった。剣道の191クラブが一番多く、柔道は30クラブ、1,849人で、クラブ数では4番目であった。最近ブームの歩く・走る系は、クラブ数全体の1%であったことから、クラブに所属せずに個人で楽しむ人が多いと推測される。

(2) スポーツクラブ育成及び活性化事業 (平成21年度実績)

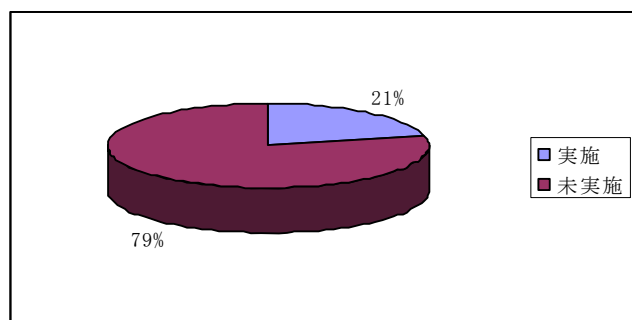


図17 スポーツクラブ育成事業の実施状況 (n=33)

図17はスポーツクラブ育成事業の実施状況について表したものである。21% (7市町村) でスポーツクラブ育成事業が実施されていた。また、5市町村が総合型地域スポーツクラブの育成や推進にかかる事業を実施していた。なお、上記の7市町村を含む19市町村で、スポーツクラブの活動を活性化するために施設面や研修会、資金助成などの支援を行っていた。

クラブが創設されており、創設準備中が12クラブである。今後とも総合型地域スポーツクラブの定着に向けた、市町村における支援が望まれる。

特に総合型地域スポーツクラブについては、平成23年3月現在で県内21市町村に53

8 スポーツ大会等をサポートするボランティア組織について (平成22年度状況)

「アクティブかながわ・スポーツビジョン」では、システムプロジェクトとしてスポーツボランティアの活用・充実が位置付けられており、様々なスポーツ活動の企画や運営を支えるスポーツボランティアの必要性や活動の魅力を県民に啓発し、スポーツボランティアの活動の場を拡げると共に、資質向上に向けた支援を行うこととされている。

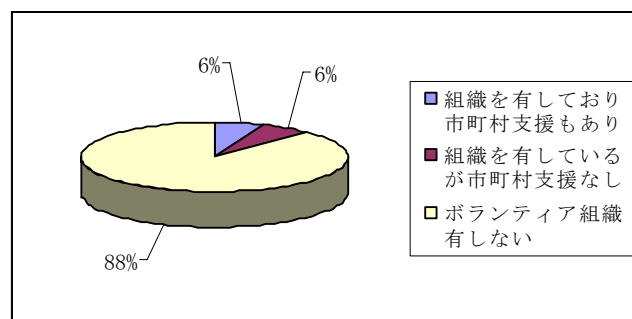


図18 ボランティア組織の設置状況 (n=33)

図18は市町村におけるボランティア組織の設置状況について表したものである。12% (4市町村) でボランティア組織を有しており、そのうち2市町村においては、市町村から組織への支援があった。また、登録者総数596人であった。

ボランティア組織を有しない88% (29市町村) のうち、イベントごとにボランティアを募っているのが1市町村、スポーツ主管課以外の課 (福祉課) による運営が1市町村であった。その他、平成23年度からの設置が1市

町村、現在検討中が2市町村であった。市町村の規模にもよるが、大会やその他の事業の数や規模によって組織をつくる必要性を感じていないことも考えられる。

9 企業等スポーツ施設の地域住民への開放状況について（平成22年度状況）

「アクティブかながわスポーツビジョン」では、県民のスポーツ活動のための多様な場の創出を図るため、施設を所管する部局の連携体制のもとに総合的な取組みを推進するとともに、企業・大学などとの共同・連携によるスポーツ環境の整備に取り組むとしている。また、平成23年度以降の中長期的な取組みで、企業スポーツ施設の地域開放についての検討があげられている。

企業に対する税の優遇措置については、寄付税制一般として、所得税と法人税の両方ある。たとえば、スポーツについては、日本体育協会の「免税募金制度」があり、日本体育協会に加盟する都道府県体育協会や競技団体が行うスポーツの振興のための活動に対して法人又は個人が寄付を行った場合、特定公益増進法人に対する税制上の優遇措置を受けられ制度がある。

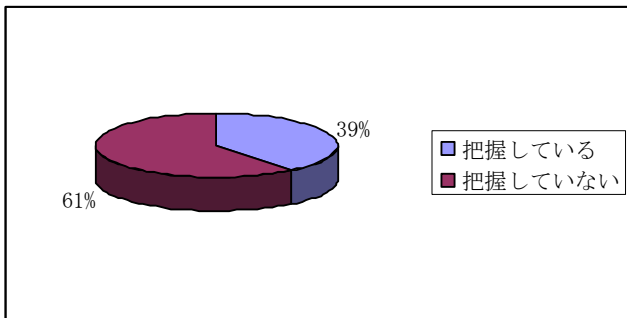


図19 企業等スポーツ施設の地域住民への開放状況 (n=33)

図19は市町村における企業等のスポーツ施設の地域住民への開放状況を表したものである。地域住民への開放状況の把握をしているのは39%（13市町村）で地域住民への開放状況を把握していた。また、それらすべての市町村では、施設開放に伴う市町村独自の税制優遇措置は講じられていなかった。13市町村で企業等のスポーツ施設の地域住民への開放がされているが、税制の優遇措置はされていない状況であった。

10 スポーツ施設について

「アクティブかながわスポーツビジョン」では、エリアプロジェクトとして県立スポーツ施設等の整備と利活用の促進を位置付けており、その中で施設の無休化、利用時間の拡大、申込み等の電子化が実施され、より利用しやすい施設運営が目指す姿として示されている。

(1) スポーツ施設の無休化について

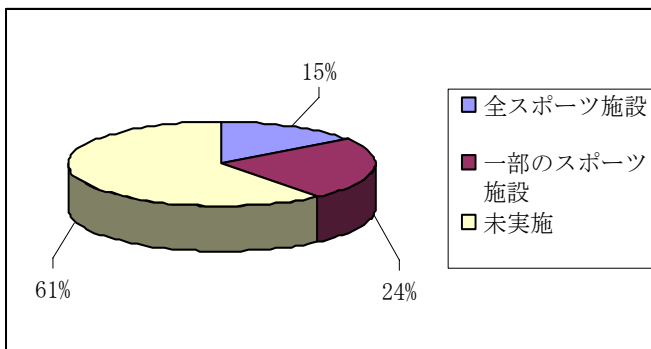


図20-1 無休化の状況 (n=33)

図20-1は市町村におけるスポーツ施設の無休化の状況について表したものである。15%（5市町村）においてすべてのスポーツ施設で実施していた。また、24%（8市町村）で一部のスポーツ施設において無休化が実施されており、無休化が実施されていない施設については、今後も無休化実施の予定はなかった。その他の市町村においては、施設のメンテナンスや人手不足を主な理由として無休化は実施されていなかった。

(2) スポーツ施設の利用申込み等の電子化について

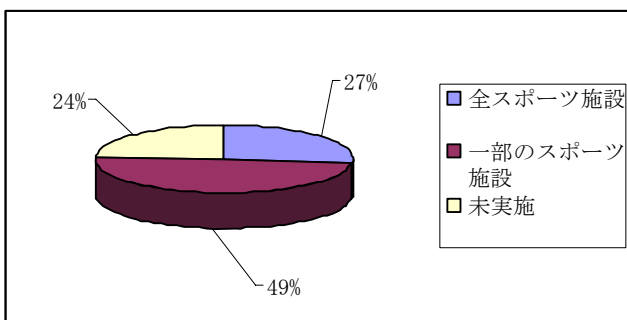


図20-2 利用申込み等の電子化の状況 (n=33)

図20-2は市町村におけるスポーツ施設の利用申込み等の電子化の状況について表したものである。27%（9市町村）が全てのスポーツ施設で電子化を実施していた。また、49%（16市町村）で一部のスポーツ施設において電子化を実施しており、そのうち7市町村は電子化未実施の施設を今後電子化する予定はあるが時期は未定となっている。未実施の市町村では、未実施の主な理由として初期投資や維持管理費、施設数の少なさがあげられた。

(3) スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況

図20-3はスポーツ施設における指定管理者制度の導入状況について表したものである。64% (21市町村)で指定管理者制度が導入済みであり、3% (1市町村)が今後導入を予定している。また、その他の市町村では、現在検討中である、費用対効果が期待できない、導入期間満了に伴う制度の見直しをおこなっている等を理由に導入されていない。

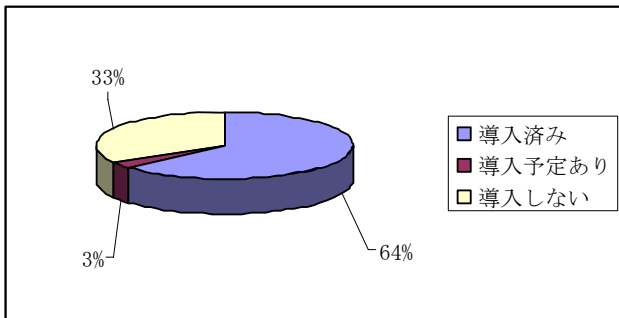


図 20-3 指定管理者制度の導入状況 (n=33)

平成15年9月に地方自治法が改正され、公共スポーツ施設の管理運営に、民間企業を含めて原則公募とする指定管理者制度が導入され、本県でも約2/3の市町村において、指定管理者制度が導入されている結果であった。しかし、約1/3の市町村で前述の理由から導入されていない現状があり、導入にともなうサービスの内容や利用料金の値上がりなどが課題としてあげられている

【今後の方向性】

これまで、神奈川県教育委員会スポーツ課で実施されてきた「市町村スポーツ関係事項調査」の結果を集計・分析したことにより、スポーツ振興に関する取組みの全県的な傾向を把握することができた。

健康・体力づくりや高齢者スポーツは、多くの市町村でスポーツ主管課以外の他の部署や財団が担う傾向にあることがわかり、専門部署が単独でスポーツ事業を展開する方向にあることが伺えた。また、多くの市町村で、独自の計画に基づいてスポーツ振興が図られていることも明らかになった。

一方で、神奈川県の独自の取組みである3033運動は、約2/3の市町村において、主にチラシやグッズの配付を主に普及・啓発の協力を得られているものの、それぞれの計画への位置付けは1割程度と、必ずしもそれぞれの施策に反映されている状況にないことも明らかになった。

神奈川県立体育センターでは、「3033運動普及員養成講座」によって地域で3033運動を普及できる人材の育成をはじめ、県内の様々なイベントにおいて年10回程度のキャンペーン活動を行っているが、今後さらに市町村における健康・体力づくりに係る施策において、「3033運動」の活用を促進するための広報活動の創意工夫や充実が必要不可欠である。

今回の調査では、様々なスポーツ関係事項において、実施している市町村、実施していない市町村、あるいは実施できる市町村、実施できない市町村の実態も明らかになった。今後は、実施していない、実施できない市町村への支援を県としてどのようにしていくかの再考が求められるであろう。

平成22年に公表された「スポーツ立国戦略」の基本的考え方である「1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人の重視）2. 連携・協働の推進」をスポーツ振興施策の今後の基盤として「アクティブかながわスポーツビジョン」の改定も進められることが予想できる。また、神奈川県立体育センターで実施した「県民の体力・スポーツに関する調査」の調査結果も本県における今後のスポーツ振興施策に反映していく必要がある。

次年度は調査項目や質問の仕方を改善すると共にスポーツ振興におけるいくつかの課題に焦点をあてて分析していく予定である。

【参考・引用文献】

スポーツ振興基本計画（文部科学省、平成12年）

アクティブかながわスポーツビジョン（神奈川県教育委員会 平成16年12月）

スポーツ振興基本計画のあり方について（提言）（日本体育学会 平成22年6月）

スポーツ立国戦略（文部科学省 平成23年）